**事前確認事項**

貴社工場にてAIBフードセーフティ検査を行うにあたりまして、以下の事項をご確認ください。

**確認事項**

□　監査員ならびに研修者の氏名：

* 日程確定の通知メールをご参照ください。

□　費用

* 添付の「AIBフードセーフティ検査の費用」をご参照ください。

□　キャンセルポリシー

* 添付の「AIBフードセーフティ検査　キャンセルポリシー」をご参照ください。

□　お願い

・**監査**の場合：

全区域（ライン）を検査することが原則となっております。

また「AIB国際検査統合基準」付録A（検査に必要な文書リスト）に記載された書類が必要となりますのでご準備ください。

・**指導**の場合：

貴社の指定された区域（ライン）を検査させていただきます。但し、時間の都合により確認できない部分もあるかと存じます。あらかじめご了承願います。

また状況に応じて書類の確認を行う場合もございますので、お持ちの書類がありましたらご準備願います。

・**インスペクションオンリー**の場合：

全区域（ライン）を検査することが原則となっております。

文書、記録などの書類の検査は含まれません。

**・円滑に実施するために以下のことをご理解願います。**

・1日目の最初の開始ミーティング（1時間程度）にてAIB検査の説明、検査スケジュールの確認等を行います。また、時間配分の確認のため工場の一巡を行う場合がございます。2回目以降の検査では前回のフォローアップを行います。この際に工場の食品安全プログラムについて大まかな質問をさせていただきます。有害生物モニタリングトラップ（ネズミ用粘着板、ライトトラップ、フェロモントラップ等）の配置図は現場での検査の最中に必要となりますので、監査員用の控えをご準備願います。

・現場での検査は、原則として原料受入から出荷までの全てを対象とします。原料受入はサイロやタンクも含みますので、これらの点検口（特にサイロ上部の点検ハッチ）が開けられるようご準備願います。

・検査中は設備を分解する場合もございます。特にストレーナーやポンプ、シフター等は可能な限り検査させていただきますので、分解に必要な工具類をご準備願います。また、これらストレーナーや篩網等の点検記録もご準備願います。その他、設備のカバーを外すために必要な工具類もご準備願います。

・製粉工場のように出荷および包装直前にシフター（篩）を使用している工場の検査では、最終のシフターは必ず分解して点検させていただきますので、検査の最中にそのための時間を確保していただきますようお願い致します。

・監査員が高所を検査する場合もございますので、梯子や脚立等をご準備願います。また、監査員の手が汚れた場合に備えて、濡れ布巾をご準備願います。

・スケジュールおよび対象区域（ライン）

指導および監査はおよそ下記の例に従って進められます。詳細なスケジュールは開始ミーティングにおいてご相談の上、決めさせていただきます。

例（3日間の監査の場合）

1日目

8:30～9:00 到着、着替え、準備

9:00～10:00 開始ミーティング、工場内一巡など

10:00～17:00 工場内の検査（昼食・休憩含む）

2日目以降

8:30～9:00 到着、着替え、準備

9:00～9:10 その日の予定確認

9:10～17:00 工場内の検査（昼食・休憩含む

最終日

8:30～9:00 到着、準備

9:00～15:00 書類検査（指導の場合は工場内の検査。昼食・休憩含む）

15:00～16:00 終了ミーティング準備

16:00～17:00 終了ミーティング

**AIBフードセーフティ検査　キャンセルポリシー**

１．検査開始日より起算して22日前までのキャンセルについては、検査料金の請求は行いませんが、事前に予約した宿泊や移動手段の取消にかかる諸経費等を実費で請求させていただきます。

２．検査開始日より起算して21日前以降のキャンセルについては、検査料金の100％を請求させていただきます。また事前に予約した宿泊や移動手段の取消にかかる諸経費等も実費で請求させていただきます。

３．検査開始後に火災や重大事故等により検査が中止となった場合は、実際に検査を実施した日数分の検査費用と諸経費を実費で請求させていただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査開始日より　遡って | 検査料金 | 諸経費等 （宿泊や移動手段の取消にかかる） |
| 22日前まで | 請求されません | 実費（全額） |
| 21日前以降 | 検査費用の全額 | 実費（全額） |

◯本ポリシーは日程が確定した時点より適用されます。

◯日程変更も対象となります。

○延泊時の費用の請求

交通障害等により監査員の移動に支障が発生した場合、検査後の延泊料金を含む諸経費を請求する場合があります。

(28/08)